

フルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）とヘルメット（墜落時保護用の保護帽）の着用状況

旭川労働基準監督署



- 1 フルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合したものと表示しているものを使用してください。
- 2 ヘルメットは、「保護帽の規格」（平成12年労働省告示第120号）に基づき、「墜落時保護用」と表示しているものを使用してください。